

奈良県選挙管理委員会告示第八十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成三十年三月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム第二グレースの里	生駒郡平群町大字椿井二四四番地